

政党交付金の返還

令和7年に解散した日本維新の会の支部において支部政党交付金に残余が生じていたことから、同年までに日本維新の会に交付した政党交付金のうち未使用分（解散した政党支部の支部基金の残高）について、本日、同党に対し、政党助成法（平成6年法律第5号）第33条第2項の規定に基づく返還手続を行うこととしました。

政党交付金の返還額及びその内訳は、以下のとおりです。

○政党交付金の返還額：10,775,900円

（返還額の内訳）

支部名	解散時の代表者	支部基金の残高
日本維新の会参議院大阪府選挙区第4支部	梅村みずほ	10,775,900円

（連絡先）

自治行政局選挙部政党助成室

電話：（代表）03-5253-5111

（直通）03-5253-5582

（E-mail）senkyo.shikin@soumu.go.jp

（注）迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「@」を「@」に置き換えてください。